

23.03 項 1 . 清酒かす

本項に分類される「清酒かす」とは、もろみから清酒を経済的にしぼりとった残りのかすで、通常清酒かすとして商取引されるものをいい、その認定は当該物品 100 グラム中に占める純アルコールの含有量が 12 ミリリットル以内のものを清酒かすとする。

なお、板かすと称されるものは、通常この範囲内にあるので、特に疑義のある場合を除き、分析を省略して差し支えない。

2309.90 1 . 飼料用に供する種類の調製品

第 23.09 項に規定されている用語の解釈及び認定は次による。

- (1) 「小売用の容器入りにしたもの」とは、容器の体裁、堅ろう性等から総合的に判断して決定するが、少なくとも、品名（銘柄）、投餌する動物名、保証成分（主要なもの）及び使用方法が当該物品に記入されているものでなければならない。この場合 1 個の重量は、通常 12 キログラム以下のものが多いが、場合によっては 25 キログラム程度のものもある。
- (2) 「気密容器入りのもの」の解釈及びその認定方法は、本例規の第 2005.99 号－1 による。
- (3) 「乳糖の含有量が全重量の 10% 以上のもの」とは、乳糖の一水化物 ($C_{12}H_{22}O_{11} \cdot H_2O$) として計算した乳糖の含有量の輸入時の状態における全重量に対する割合が 10% 以上のものをいう。
- (4) 「粗たんぱく質の含有量が全重量の 35% 未満のもの」とは、窒素 (N) の含有量 $\times 6.25$ として計算した粗たんぱく質含有量の輸入時の状態における全重量に対する割合が 35% 未満のものをいう。

2309.90 2 . 飼料用に供する種類の調製品に係る「小売用の容器入りにしたもの」の解釈について

関税定率法別表第 2309.90 号に規定する「小売用の容器入りにしたもの」の定義については、「飼料用に供する種類の調製品」により規定されているが、小売用の容器入りの飼料 1 個当たりの重量については、投餌する動物の種類、再販売先等を勘案のうえ、人間が直接持ち運びできるものであれば、小売用の容器入りのものと認めて差し支えない。

2309.90 3 . 発酵バガスの分類について

生バガスに糖みつ（4.4%）及び微生物等を加え発酵させキューブ状にした物品（総糖分約9%ドライベース）については、

- （1）消化・吸収を向上させるため、微生物の働きによりリグニン及びセルロースの一部を分解していること
- （2）糖みつの添加は、甘味の付与のほか、微生物の栄養源としての要素が強く、単なる結合剤ではないこと等から、飼料に供するため積極的な加工が行われたものと認められるため2309.90-292に分類する。